浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金実施要領

　浜田市活力あるもの・ひとづくり支援の実施にあたっては、浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第１条　趣旨

浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業の実施に当たっては、浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２条　基本コンセプト

この事業の基本コンセプトは、以下のとおりである。

1. 現に経済活動を行い、又は行おうとしている者を対象とする。
2. 補助事業者自らが積極的な事業活動を行うことにより、競争力を強め、産業振興及

び雇用機会の拡大を図ることを目的とするものであること。

1. 国庫補助金及び県補助金が交付されない事業であること。ただし、補助対象経費を

明確に区分できるものであればその限りでない。

第３条　補助対象者

　市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（※1）

　　 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の定義に準拠する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 中小企業基本法の定義 |
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資額の総額3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は個人 |
| 卸　売　業 | 資本金の額又は出資額の総額1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人 |
| サービス業 | 資本金の額又は出資額の総額5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人 |
| 小　売　業 | 資本金の額又は出資額の総額5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人 |

　　※小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者をいう。

第４条　審査運用

　浜田商工会議所及び石央商工会が実施する市内の中小企業者等に対する支援事業については、審査会を設置し、別紙１で定める「審査運用基準」により審査等を行うものとする。

２　補助対象となるのは、イニシャル（初期導入）費用とし、ランニング（運用）費用は補助対象外とする。

第５条　提出書類

　　浜田商工会議所及び石央商工会は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 提　出　書　類 | 提出期日 |
| 交付申請 | ①浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第8条に規定のある申請書  ②事業計画書  ③収支予算書 | 4月30日 |
| 実績報告 | ①浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第11条に規定のある実績報告書  ②事業実績書  ③収支計画書  ④対象企業の実績報告書類一式（写し） | 翌年度の  4月10日 |
| 審査会状況報告 | ①審査会で採択された対象企業の申請書類一式（写し）  ②審査会で採択された対象企業の一覧表 | 審査会終了後概ね14日以内 |

第６条　事業年度

　　補助事業は、原則として一会計年度で終了するものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（別紙１）

審査運用基準

１　資格審査

1. 共通
2. 原則として補助金交付決定以前に着手した経費は補助対象外とする。ただし、販路開拓事業、人材育成事業に係る申請期限等のやむを得ない理由から補助金交付決定前に事業着手し、事業着手直後の同一年度内の審査会までに申請した場合、その経費も補助対象とする。
3. 原則として事業目的以外で使用できる汎用性のある機械装置等及び備品の購入は補助対象外とする。
4. 補助対象となる機械等装置費は購入費及びリース料とする。
5. 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（バス運賃）、宿泊料とする。
6. 旅費は、その実費額を補助対象とする。
7. 航空賃または鉄道賃と宿泊費がセットになっているパッケージ商品を利用した場合の補助対象経費は、当該パッケージ商品の代金とする。

ただし、パッケージ商品を利用した場合の補助対象経費については、一泊あたりの宿泊料の補助対象金額の上限額を参考基準とし、妥当な経費支出額であることを確認する。（妥当な経費支出額とは、宿泊に特化した宿泊施設を利用した金額のことをいう。）

1. 宿泊料の補助対象金額の上限については、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 宿泊地域区分 | | | 宿泊料の  補助対象金額の上限  （一泊あたり） |
| 国内 | 県外 | 東京都、政令指定都市 | 10,700円 |
|  |  | 上記以外 | 8,700円 |
|  | 県内 |  | 7,600円 |
| 国外 | 指定都市 |  | 17,100円 |
|  | 甲地方 |  | 13,900円 |
|  | 乙地方 |  | 10,700円 |
|  | 丙地方 |  | 9,400円 |

　　　※国外の地域区分については以下のとおり

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国外地域区分 | | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 |
| 北米地域 | | ロサンゼルス  ニューヨーク  サンフランシスコ  ワシントン | ○ |  |  |
| 欧州  地域 | 西欧 | ジュネーブ  ロンドン  パリ | ○ |  |  |
| 東欧 | モスクワ |  | ○ |  |
| 中近東地域 | | アブダビ  ジッダ  クウェート  リヤド | ○ |  |  |
| アジア  地域 | 東南アジア、韓国・香港 | シンガポール |  | ○ |  |
| 南西アジア、中国 |  |  |  | ○ |
| 中南米地域 | |  |  |  | ○ |
| 大洋州地域 | |  |  | ○ |  |
| アフリカ地域 | | アビジャン |  |  | ○ |
| 南極地域 | |  |  |  | ○ |

1. 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃のうち、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とする。
2. タクシー料金及び営業車での移動についての燃料費、高速道路等利用料並びにレンタカー借上げ料（商品等の運搬を目的としたものを除く）は補助対象外とする。
3. 日当、飲食代(ホテルの朝食代は除く)等は補助対象外とする。
4. 補助金交付は１年度につき１補助対象事業に限りすることができる。

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：パソコン、タブレットＰＣ及び周辺機器、自転車等）  ・鉄道賃、船賃、航空賃、車賃のうち、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金  ・タクシー料金及び営業車での移動についての燃料費、高速道路等利用料並びにレンタカー借上げ料（商品等の運搬を目的としたものを除く）  ・日当、飲食代(ホテルの朝食代は除く)等  ・自社内部の取引によるもの（補助事業者が補助事業者以外から調達したもののうち、各補助事業の支援対象経費として掲げる経費のみ補助対象とする。） |

1. 商品・サービス開発改良事業
2. 「新商品及びサービスの開発」とは、新たな顧客、販売ルート等が見込める新商品及びサービスの開発又は生産をいう。単に機械等装置を導入するにとどまり、新商品及びサービスの開発を行わないものは補助対象外とする。
3. 補助対象となる「既存商品の改良」とは、付加価値効果のあるパッケージデザイン等を開発又は改良するものをいう。（パッケージの印刷等は補助対象外とする。）
4. パンフレット、カタログ等のデザインの作成に要する経費は補助対象外とする。
5. 既存設備の撤去費用は補助対象外とする。
6. 補助対象となる機械等装置については、商品開発に用するために導入するものに限る。ただし、補助対象として導入した機械等装置を利用して商品開発後、開発された商品の量産用として活用する場合のみ、継続して当該機械等装置を利用できることとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援事業区分 | 支援事業対象経費 | 補助率及び補助金の交付限度額 |
| 商品・サービス開発改良事業 | 研究開発費用（原材料費、機械等装置費、外注費、技術指導受入費及び共同研究費）、市場動向調査費用（専門家謝金、旅費、委託費）、デザイン購入費 | 1／2以内  50万円  （小規模事業者は2/3以内） |

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・パッケージの印刷費等、実際に販売する商品等になりえるもの  ・パンフレット、カタログ等のデザインの作成に要する経費 |

1. 産業財産権取得事業
2. 補助対象となる「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権のことをいう。
3. 特許料は登録時に3年分支払いが必要となるが、補助対象は１年分とする。
4. やむを得ない理由(特許庁の審査に時間を要する場合等)で年度内に事業が完了しない場合、その年度内に完了した部分の経費のみを補助対象とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援事業区分 | 支援事業対象経費 | 補助率及び補助金の交付限度額 |
| 産業財産権取得事業 | 専門家委託費、出願費用、先行技術調査費、特許料及び登録料 | 1／2以内  20万円  （小規模事業者は2/3以内） |

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・申請年度の翌年度に係る特許料等  ・申請年度内に完了しなかった（支払いが完了しなかった）部分の経費 |

1. ＨＡＣＣＰ等施設整備事業
2. 要綱第5条の「ＨＡＣＣＰ等の衛生管理」とは、ＨＡＣＣＰの考え方に基づく衛生管理（各業界団体が作成し厚生労働省が確認した手引書に基づき、簡略化されたアプローチによる衛生管理）に相当以上のものをいう。
3. 補助対象となる「機械等装置費」、「備品購入費」、「設計費」、「工事費」とは、ＨＡＣＣＰ等の衛生管理基準に照らし、その改善に必要であると客観的に認められるものをいう。客観的に認められるものとは、「食品等事業者団体が作成した業種別手引書に沿ったもの」、「保健所の指導に基づくもの」、「専門家の意見書」、「衛生管理計画及び手順書」等とする。
4. 既存設備の撤去費用は補助対象外とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援事業区分 | 支援事業対象経費 | 補助率及び補助金の交付限度額 |
| ＨＡＣＣＰ等施設整備事業 | 機械等装置費、備品購入費、専門家委託費、設計費、工事費、運搬費及び審査登録費 | 1／2以内  50万円  （小規模事業者は2/3以内） |

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・申請年度の翌年度に係る審査登録費等  ・既存設備の撤去費用 |

1. 展示会等出展事業
2. 補助対象となる「展示会等」とは、市外で開催され、かつ、不特定多数の顧客が集まる商談会、展示会のことをいう。
3. 物品の販売を主たる目的とする展示会等は補助対象外とする。（例：しまねふるさとフェア、マルシェ等）
4. 旅費は、１つの展示会等当たり2名分を上限とする。
5. 販路開拓の全部又は大半を他に委託するものは補助対象外とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援事業区分 | 支援事業対象経費 | 補助率及び補助金の交付限度額 |
| 展示会等出展事業 | 出展料、物品リース料、外注費、旅費及び運搬費 | 1／2以内  20万円  （小規模事業者は2/3以内） |

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・物品の販売を主たる目的とする展示会への出展に係るもの  ・特定の顧客訪問（商談）を目的とした旅費  ・展示会等での試供品・販促品  ・展示会の事前セミナー等参加のための旅費 |

（6）労働生産性向上事業

1. 導入することにより労働生産性向上が図られる設備等を補助対象とする。ただし、人員削減を目的とした合理化のための設備導入は、補助対象外とする。
2. 既存設備の撤去費用は補助対象外とする。
3. 「機械等装置の導入に係る工事費」とは、導入する機械等装置の設置に伴う一体的な工事費（機械装置の固定等）に限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援事業区分 | 支援事業対象経費 | 補助率及び補助金の交付限度額 |
| 労働生産性向上事業 | 機械等装置費、備品購入費、設計費、機械等装置の導入に係る工事費及び運搬費 | 1／2以内  50万円  （小規模事業者は2/3以内） |

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・人員削減を目的とした合理化等のための設備  ・既存設備の撤去費用 |

（7）人材育成事業

1. 業務上必要と認められる資格・技能の取得に係るもの又は、中小企業大学校において開催される研修会等を補助対象とする。資格の更新に係る費用は補助対象外とする。
2. 資格取得者の個人負担を求めている場合、補助対象外とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援事業区分 | 支援事業対象経費 | 補助率及び補助金の交付限度額 |
| 人材育成事業 | 受験料、研修等受講料、旅費、講師等謝金（社内研修時） | 1／2以内  10万円  （小規模事業者は2/3以内） |

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・個人負担を求めているもの  ・汎用性のある資格等の取得に係るもの (運転免許取得に係るものについては、普通自動車第一種運転免許、準中型第一種自動車免許、中型自動車第一種運転免許、大型自動車第一種運転免許、原動機付自転車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許)  ・教材、通信教育又は専門学校等の学費（研修等の受講に伴う経費は除く） |

（8） 連携等プロジェクト事業

1. 業務を協業化し、強化を図るため、企業等数社による新会社設立のために必要な経費について補助対象とする。ただし、人員削減を目的とした合理化等のための組織化は、補助対象外とする。
2. 複数の企業等が参加可能な勉強会、視察のみ補助対象とする。
3. 新聞図書費とは、研究や調査、統計などを目的に購入される新聞や書籍等の費用のこととする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援事業区分 | 支援事業対象経費 | 補助率及び補助金の交付限度額 |
| 連携等プロジェクト事業 | 専門家派遣費用（謝金及び旅費）、新聞図書費、印刷製本費、会場使用料、視察費用（謝金及び旅費）及び登記費用 | 1／2以内  20万円  （小規模事業者は2/3以内） |

対象外品目の例示

|  |
| --- |
| ・人員削減を目的とした合理化等のための組織化に係るもの |

２　事業内容審査

（1）共通項目

ア　実現可能な事業計画になっているか。

イ　企業内の役割分担など実施体制が整備され、事業遂行能力を有しているか。

ウ　事業の将来的（次年度以降）なビジョンは妥当か。

エ　事業の新規性・優位性はあるか。

オ　売上高の増加、事業化（経常利益の計上）が期待できるか。

　（2）事業別項目

　　　ア　商品・サービス開発改良事業　開発する新商品またはサービスが市場ニーズに合致しているか

　　　イ　産業財産権取得事業　　　　　競合する商品に対し、競争力があるか

　　　ウ　ＨＡＣＣＰ等施設整備事業　　HACCPチームの結成など、HACCPを取り入れた衛生管理を推進していく体制作りの計画があるか

　　　エ　展示会等出展事業　　　　　　新たな市場へ向けての事業であるか

　　　オ　労働生産性向上事業　　　　　生産性向上の計画は妥当であるか

　　　カ　人材育成事業　　　　　　　　従業員、代表者、役員の専門性やスキルを高め、雇用維持や企業の競争力強化に資するものであるか

　　　キ　連携等プロジェクト事業　　　地域内の経済波及効果があるか